

「会社法制の見直しに関する要綱のポイント ～監査役等が知っておきたいテーマを中心に～」

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
パートナー弁護士 塚本 英巨

2019年6月10日

目 次

1. はじめに	P 3
2. 「株主総会資料の電子提供」制度の創設	P 6
3. 取締役の報酬規制の整備	P14
4. 会社補償・D&O保険	P19
5. 「株式交付」制度の創設	P28
6. その他の改正事項（上場会社に関連するもの）	P34

1. はじめに

会社法改正を巡るこれまでの流れ

2015.5	✓ 平成26年改正会社法の施行 ✓ 改正法の附則に検討条項あり “政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。”
2017.2	法務大臣が、法制審議会に対し、企業統治等に関する規律の見直しについて諮問 “近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。”
2017.4	「法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会」における調査審議の開始
2018.2	部会において、中間試案の取りまとめ、パブリック・コメント手続（～4月）
2019.1	部会において、見直しに関する要綱案の取りまとめ
2019.2	法制審議会総会において、見直しに関する要綱の取りまとめ、法務大臣への答申
2019秋?	会社法の一部を改正する法律案の国会提出

■ 施行時期はいつか？

主な改正事項

- 「株主総会資料の電子提供」 制度の創設
- 株主提案権の制限
- 取締役の報酬規制の整備
- 会社補償・D&O保険に関する制度の整備
- 社外取締役の活用等に係る制度の整備
- 「社債管理補助者」 制度の創設
- 「株式交付」 制度の創設

2. 「株主総会資料の電子提供」制度の創設

制度の概要

- 株主の個別の承諾を得なくとも、**株主総会資料（株主総会参考書類、（連結）計算書類、事業報告など）を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載**する方法（**電子提供措置**）により、当該株主総会資料を適法に株主に提供したものとする＝**株主総会資料を株主に交付することを不要とする制度**
- 新制度のメリット
 - **印刷・郵送コストの削減**
 - **充実した内容**の株主総会資料の作成が容易に
 - ⇒ 各社で創意工夫をこらした株主総会資料を作成することも可能
 - 従前よりも**早期**に株主総会資料が株主に提供され得る
 - ⇒ 株主が議案を検討する時間をより長く確保することができる

制度の概要（続）

- 株主総会の（狭義の）招集通知（株主総会の日時・場所・議題、電子提供措置をとっている旨などを記載）は、株主に対して書面により送付する必要あり
 - 招集通知の発送期限は、株主総会の日**の2週間前**のまま
 - 株主総会資料のウェブサイトへの掲載（電子提供措置）の開始期限は、**株主総会の日**の**3週間前**又は**招集通知の発送日**の**いずれか早い日**
 - ただし、上場会社は、上場規則により、株主総会の日**の3週間前よりも早期に電子提供措置を開始するよう努める**ことが求められる予定
- ⇒ 以上の新制度の下では、会社は、株主に対し、原則として、**（狭義の）招集通知のみ（1枚程度の書面）を送付すれば足りることになる**

制度の概要（続）

- 新制度を利用するためには、電子提供措置を採る旨の定款の定めが必要
 - ただし、**上場会社には強制的に新制度を適用**
- 当該定款の定めのある会社は、必ず、株主総会資料について電子提供措置を採らなければならない
 - 議決権行使書面に記載すべき事項も、原則として電子提供措置の対象。ただし、招集通知に際し、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合は、不要
- **EDINETを利用した電子提供**
 - 電子提供措置を開始すべき日までに、株主総会資料を含む有価証券報告書をEDINETにより開示する場合には、電子提供措置が不要
 - ✓ **株主総会の前の有価証券報告書の開示が必要**

株主の書面交付請求権

- インターネットを利用することができない株主への配慮の必要性
 - ⇒ **株主の書面交付請求権**：基準日株主は、**基準日までに請求**することにより、電子提供措置の対象事項を記載した書面の交付を受けることができる
- 会社は、当該請求をした株主に対し、**招集通知に際し（＝株主総会の日から2週間前までに）、当該書面を交付**しなければならない（＝招集通知とセットで交付）
- 書面交付請求の方法について、振替株式の株主は、①株主名簿管理人に対して直接行うだけでなく、②**振替口座を開設した口座管理機関を経由して行うこともできる**
 - 銘柄単位で書面交付請求が可能
 - 書面は、発行者（株主名簿管理人）から株主に対して交付

株主の書面交付請求権（続）

- 株主は、いったん書面交付請求をすれば、別途これを撤回しない限り、その後の全ての株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求しているものとして取り扱われる

⇒ 書面交付請求をする株主の数が累積的に増える懸念

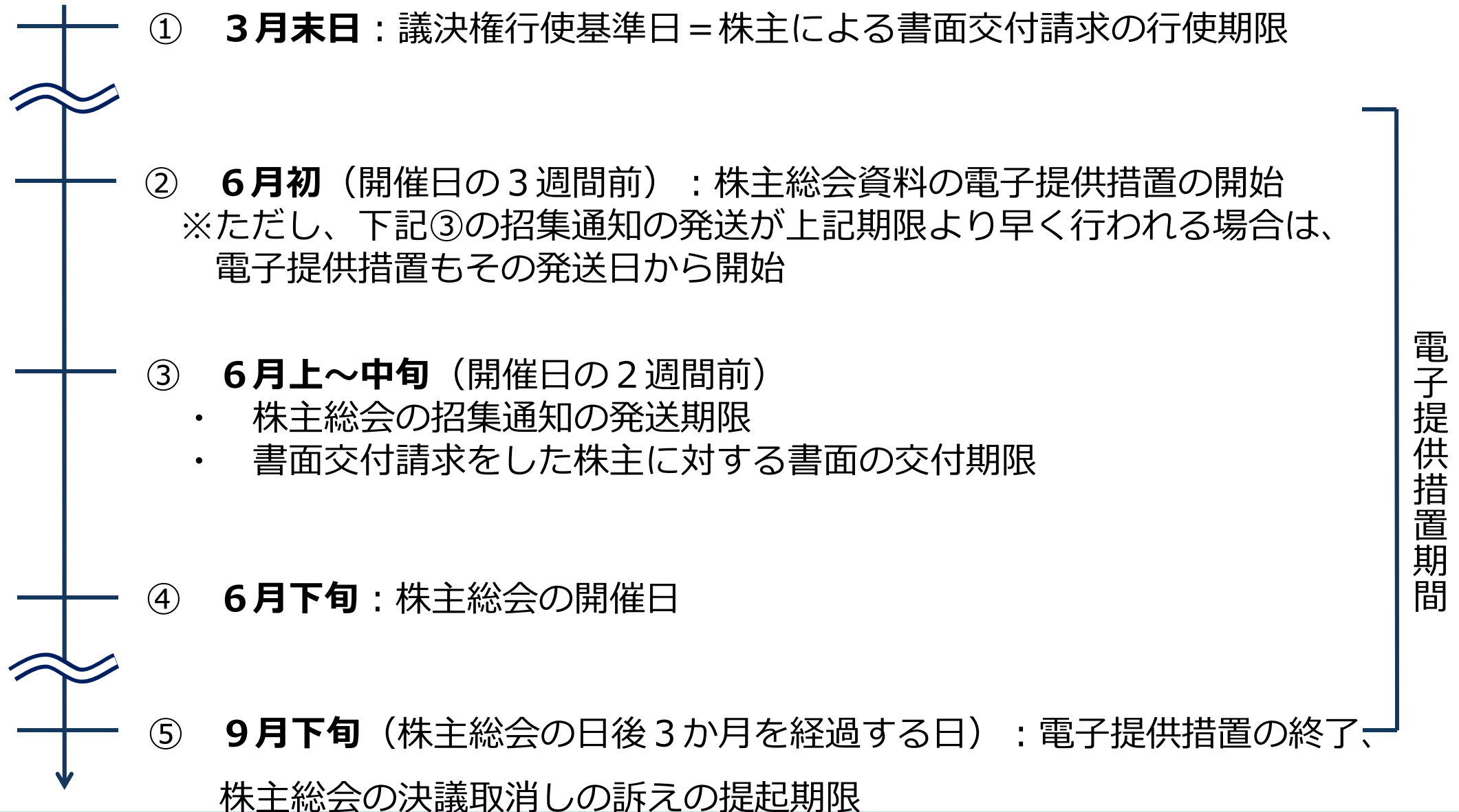
- 書面交付請求をした株主の数を減らすための方策：**通知・異議催告の制度**

- ① 書面交付請求の日（又は②の異議を述べた日）から**1年経過後**、会社は、書面交付請求をした個々の株主に対し、(i)**書面交付を終了する旨を通知**し、かつ、(ii)一定期間（1か月以上の期間）内に**異議を述べるべき旨を催告**することができる
 - ② 株主が催告期間内に異議を述べなければ、当該株主がした**書面交付請求は失効**
- 当該方策を（毎年）実施するかどうかは、会社の判断に委ねられている

実務対応

- 実務上、会社が株主に送付する書面は、以下のものとなるか？
 - ① 狭義の招集通知
 - ② 議決権行使書面
 - ③ 書面交付請求をした株主への通知及び異議催告の書面（毎年ではないか？）
- ただし、当面は、株主総会資料の電子提供措置を採った上で、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおり、**全ての株主に対し、株主総会資料も書面で提供**（フルセットの（広義の）招集通知）を書面で送付）する会社も少なくないか？
 - 個人株主の議決権行使を促進したい会社における対応

電子提供制度の下でのスケジュール（3月決算会社）



3. 取締役の報酬規制の整備

報酬等の決定方針の決定

- 以下の会社の取締役会は、取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定めに基づく**取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針**として法務省令に定める事項（**報酬等の決定方針**）を決定しなければならない
 - 監査役会設置会社（公開かつ大会社で、株式について有価証券報告書の提出義務を負うものに限る。）
 - 監査等委員会設置会社
 - ✓ 監査等委員でない取締役の報酬等のみが対象
- 取締役会は、当該報酬等の決定方針の決定を取締役に委任することはできない

報酬等の決定方針の決定（続）

- 報酬等の決定方針の内容として、以下のものが考えられる
 - 取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針
 - 業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針
 - 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の方法（**代表取締役に決定を再一任するかどうかなどを含む。**）の方針等
- このほかの改正として、不確定額報酬及び非金銭報酬だけでなく、確定額報酬についても、これを定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならないこととなる

取締役報酬に関する新たな規律：金銭の払込みを要しない株式発行

- 現行法上、取締役報酬として株式を交付するために、金銭を報酬とし、取締役をして会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させるのが一般的

⇒ 迂遠で分かりづらい

- そこで、**上場会社**に限り、取締役の報酬として発行する株式を引き受ける者の募集をするときは、**金銭の払込みを要しないものとする**
- 金銭の払込みを要せずに株式を発行するためには、定款又は株主総会の決議により、以下の事項を定めなければならない

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該株式の数の上限② 一定の事由が生ずるまで当該株式を他人に譲り渡さないことを約した取締役に対して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要③ 一定の事由が生ずることを条件に当該株式を株式会社に無償で譲り渡すことを約した取締役に対して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要④ ②及び③に掲げる事項のほか、当該株式を交付する条件を定めるときは、その条件の概要 |
|---|

(※) 取締役に対する報酬として交付される新株予約権についても、同様の規律のもと、その行使に際して財産の出資を要しないものとされる

報酬関連の開示の充実

■ 公開会社は、例えば、以下の事項を事業報告に記載しなければならない

- ① 報酬等の決定方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - 報酬等について、いつの株主総会でどのような内容の決議がされたか、など
- ③ 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項
 - 代表取締役への一任決議がされているかどうか、など

※ 会社役員の個人別の報酬額を事業報告で開示することは、盛り込まれず

- なお、公開会社において、取締役会が取締役の個人別の報酬額の決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するという改正は、盛り込まれず

4. 会社補償・D&O保険

会社補償：総論

- 取締役や監査役は、委任事務を処理するため自己に**過失なく損害を受けたときは**、会社に対し、その賠償を請求することができる（会社法330条、民法650条3項）
 - 例えば、取締役が、第三者から損害賠償を受けた場合において、当該取締役に過失がなければ、当該取締役が要した費用について、上記規定に基づき会社に対してその補償を求め得る
- しかし、その補償の範囲や手続についての解釈は確立していない
- そこで、「会社補償」に関する規律を会社法に導入することとされている
 - 会社補償：会社が、取締役、監査役、執行役又は会計監査人（「役員等」）との間の契約（**補償契約**）により、当該役員等にその職務の執行に関して発生した「費用」又は「損失」を会社が事前又は事後に補償すること
 - 業務執行取締役も、補償契約を締結することが可能（←責任限定契約との違い）

会社補償：補償対象①「費用」

■ 補償対象となる「費用」

- 役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用
 - ✓ 例えば、損害賠償請求訴訟の被告や刑事事件・課徴金事件における手続の対象となった場合の弁護士費用
- **役員等に悪意又は重過失がある場合も、補償可能**
- **第三者だけでなく、会社による責任追及の場合も、補償可能**
- ただし、費用のうち、「相当と認められる額を超える部分」は、補償不可

会社補償：補償対象②「損失」

■ 補償対象となる「損失」（＝損害賠償金）

- 役員等が、その職務の執行に関し、**第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合**における次に掲げる損失

(i) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

(ii) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

- 第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に限られる

= **会社に対して損害賠償責任を負う場合は、補償不可**

- 役員等がその職務を行うにつき**善意・無重過失であることが要件**

= **悪意又は重過失があった場合は、補償不可**

会社補償：手続

■ 補償契約に関する手続

- **補償契約の内容の決定は、取締役会の決議**によらなければならない
 - ✓ ただし、利益相反取引規制の適用対象外
- 補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を**取締役会に報告**しなければならない
 - ✓ 補償契約に基づく補償を実行する旨の決定それ自体については、取締役会の決議が必須とはされていない

会社補償：開示

- 公開会社は、その取締役又は監査役との間で補償契約を締結しているときは、以下の事項を**事業報告で開示**しなければならない
 - 当該役員の氏名
 - 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）
 - 当該役員に対して「費用」を補償した会社が、当該事業年度において、職務の執行に関し、当該役員に責任があること又は当該役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
 - 当該事業年度において、会社が当該役員に対して「損失」を補償したときは、その旨及び補償した金額

会社補償の実務

- 補償契約は実務に浸透するか？
- 補償対象とする費用・損害賠償金の範囲や要件など（例えば、以下の点）については、補償契約においてアレンジが可能
 - 費用の補償について、役員等の善意かつ無重過失を要件とするか（悪意又は重過失があることが後日判明した場合に補償金を返還させることとするか）？
 - 会社による責任追及に係る損害賠償請求に要する費用を補償対象とするか？
 - 補償契約に基づく補償を実行する旨の決定について、契約上、取締役会の決議を必要とするか？

D&O保険

- 「役員等賠償責任保険契約」について、会社法上の規律を導入
 - 役員等賠償責任保険契約：会社が、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することを約する保険契約
 - ✓ PL保険、企業総合賠償責任保険、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等は、適用対象外
- 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、取締役会の決議によらなければならないものとされる
 - ✓ ただし、利益相反取引規制の適用対象外

D&O保険（続）

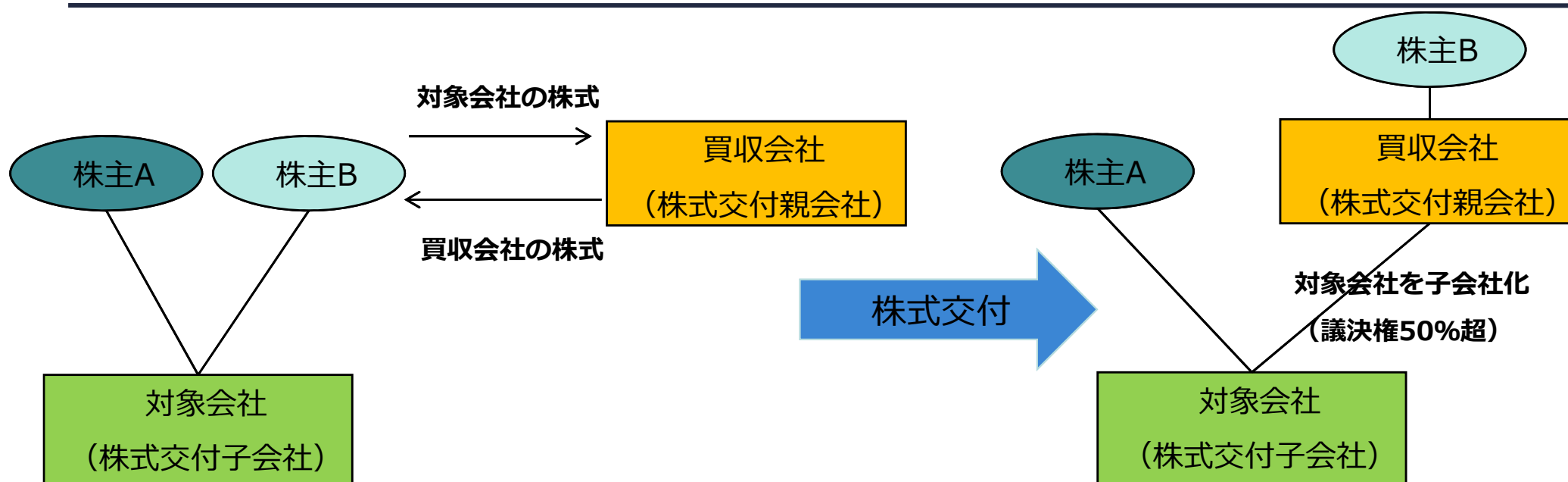
- 公開会社は、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、以下の事項を**事業報告で開示**しなければならない
 - 被保険者
 - 保険契約の内容の概要
 - ✓ 役員等による保険料の負担割合
 - ✓ 填補の対象とされる保険事故の概要
 - ✓ 当該契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容
- 保険金額、保険料及び当該契約に基づいて行われた保険給付の金額は、開示の対象外

5. 「株式交付」制度の創設

制度の概要

- 対象会社を完全子会社とすることまでは企図していない場合において、買収会社の株式を対価として対象会社の株式を取得する組織再編の新たな手法
 - = いわゆる**自社株対価M&A**を利用しやすくするための制度（**三二株式交換**）
 - 組織再編手続に従う代わりに、現物出資に係る**検査役の調査や募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任に相当する規律の適用がない**
- **株式交付**：「株式会社」（株式交付親会社）が「他の株式会社」（株式交付子会社）をその「**子会社**」とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること
 - 上記「子会社」とは、**議決権の50%超を所有する場合に限られる**
 - 株式交付によって子会社とすることができる対象会社（株式交付子会社）は、株式会社に限られ、**持分会社や外国会社を対象会社とする場合は対象外**

制度の概要



	手続主体	手続の内容
①	株式交付親会社	株式交付計画の作成
②	株式交付親会社	株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対する通知 ただし、株式交付親会社が、通知すべき事項を記載した目論見書を当該者に交付している場合などには、通知は不要
③	株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者（株式交付子会社の株主）	申込みの期日までに、譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数等を記載した書面を株式交付親会社に交付
④	株式交付親会社	効力発生日（株式交付がその効力を生ずる日）の前日までに、申込みをした者（申込者）に対し、当該申込者が譲り渡すべき株式交付子会社の株式の数を通知
⑤	株式交付親会社	効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって株式交付計画を承認 ただし、株式交換における簡易交換に準じて、株式交付において交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には当該株主総会の特別決議による承認は不要

特徴

- 株式交付親会社は、株式交付子会社の株主から個別に株式を譲り受ける
= 株式交付の実質は、株式交付子会社の**株式の有償の譲渡又は現物出資**
- そのため、
 - ① 株式交付について、株式交付子会社における特段の手続は設けられていない
 - ② 株式交付子会社が上場会社である場合には、株式交付親会社は、株式交付を行うに当たり、別途、**公開買付規制の適用を受け得る**
- 株式交付親会社の株主には、(i)差止請求権、(ii)株式買取請求権及び(ii)株式交付の無効の訴えの提起権が認められている

株式交付は利用されるか？

- 日本の会社法に基づき設立された株式会社同士のみでしか利用することができない
 - **In-Out案件での利用不可**
- 既に子会社である会社の**株式を追加取得したい場合には、利用不可**
- 対象会社が上場会社の場合
 - 上場を維持したい＝部分買収の場合に利用されるか？
- 対象会社が非上場会社の場合
 - バリュエーションが高い非上場会社（急成長が見込まれるベンチャー企業）を対象とする場合に利用されるか？
- 適格株式交換のように、株式交付により株式交付親会社の株式を取得した株式交付子会社の株主について、一定の要件の下、**譲渡損益の課税繰延べが認められるか？**

6. その他の改正事項（上場会社に関連するもの）

社外取締役の選任義務付け

- 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、**社外取締役を置かなければならない**
 - 必ずしも上場会社に限られない＝**非上場会社でも設置義務を負う場合あり**
- 社外取締役の設置が義務付けられる会社が社外取締役を置かなかった場合に、社外取締役に欠員がある中で行われた取締役会決議の効力に影響が生ずるか？
 - **遅滞なく社外取締役が選任されるときは、社外取締役に欠員がある中で行われた取締役会決議は瑕疵を帯びない**との法務省の見解が示されている

業務執行の社外取締役への委託

- 社外取締役は、会社の「業務を執行した」場合には社外性を失うが、「業務執行」の外縁は不明確
 - ⇒ 社外取締役が萎縮することなく、その期待される機能を果たすことができるようにするため、セーフ・ハーバー・ルールを導入
- 会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他**取締役が当該会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは**、当該会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる
 - 委託された業務の執行は、会社の業務執行に該当しない
 - ただし、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令の下に当該委託された業務を執行したときは、会社の業務執行に該当

業務執行の社外取締役への委託（続）

- 「会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」とは？
 - 利益相反取引規制に係る会社法356条 1 項 2 号及び 3 号に掲げる場合（いわゆる直接取引及び間接取引）に限られない
 - 具体的には以下の場合が考えられる
 - ① MBO
 - ② 現金を対価とする少数株主の締出し（キャッシュ・アウト）
 - ③ 会社とその親会社との間の取引

株主提案権の制限：濫用的な株主提案に対する歯止め

- 議案要領通知請求権に基づき株主が提案することができる議案の数は、**10まで**
- 株主提案についての会社の拒絶事由を明文化
 - = 議場における議案提案権及び議案要領通知請求権の株主による行使に対し、以下の場合について、**会社が当該株主提案を拒絶することができるものとする**
 - ① 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己・第三者の不正な利益を図る目的による場合
 - ② 株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 参考：2017年7月～2018年6月の株主総会において株主提案が付議された上場会社は53社（前年は51社、前々年は50社）

（出典：牧野達也「株主提案権の事例分析 ー平成29年7月総会～平成30年6月総会ー」資料版商事法務414号54頁（2018年））

責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

- 会社が、取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における**和解をするには、各監査役の同意を得なければならない**
- 会社が被告取締役側に補助参加する場合の規律（会社法849条3項）や、取締役の責任の一部免除に関する議案を提出する場合の規律（会社法425条3項、426条2項）と平仄を合わせるもの



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士

塚本 英巨 Hideo Tsukamoto

TEL 03-6775-1129 / FAX 03-6775-2129

E-mail : hideo.tsukamoto@amt-law.com

略 歴

2003年3月 東京大学法学部（法学士）

2004年10月 最高裁判所司法研修所修了（57期）、弁護士登録（第二東京弁護士会）、
当事務所入所

2010年11月 法務省民事局勤務（平成26年改正会社法の企画・立案担当）

-2013年12月

2013年1月 当事務所パートナー就任

2014年4月- 東京大学法学部非常勤講師（「民法基礎演習」担当）

-2017年3月

2016年1月- 公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員

2017年12月- 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第
2期）」委員

受賞歴

日本経済新聞社「企業法務・弁護士調査」

2018年12月	企業法務分野	企業が選ぶ弁護士ランキング	9位
2017年12月	企業法務分野	企業が選ぶ弁護士ランキング	8位
2016年12月	企業法務分野	総合ランキング（企業票+弁護士票）	5位
2015年12月	ガバナンス分野	企業が選ぶ弁護士ランキング	6位
		総合ランキング（企業票+弁護士票）	5位

主な取扱業務

- ・ M&A一般
- ・ コーポレートガバナンス
- ・ 企業間の紛争等についてのアドバイス・訴訟代理
- ・ 株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対策等の会社法関連業務
- ・ インサイダー取引規制をはじめとする金融規制法関連業務

最近の主な著書・論文

<著書>

- ・ 『ビジネス法体系 企業取引法』（第一法規 2017年12月）（共同執筆）
- ・ 『コーポレートガバナンス・コードのすべて』（商事法務 2017年5月）（共同執筆）
- ・ 『監査等委員会導入の実務』（商事法務 2015年3月）
- ・ 『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』（商事法務 2015年8月）（共同執筆）

<論文>

- ・ 「『会社法制の見直しに関する要綱』を読み解く」（「旬刊経理情報」 No.1539 2019年3月10日特大号）
- ・ 「議決権行使基準の比較と分析～上場会社や機関投資家の関心事をピックアップ～」 （「ビジネス法務」 Vol.19 No.3 2019年3月号）
- ・ 「PMIにおける実務上の留意点（1） 円滑なPMIに向けた法務面の留意点〔上〕〔下〕」（「旬刊商事法務」 No.2177 2018年9月15日号、No.2178 2018年9月25日号）
- ・ 「取締役会議長とCEOの分離の考え方と実務上の留意点」（「旬刊経理情報」 No.1519 2018年8月1日号）
- ・ 「取締役会の書面決議の活用ポイント」（「旬刊経理情報」 No.1504 2018年2月20日号）
- ・ 「監査等委員会の意見陳述権の行使状況についての分析（2017）～その他の若干の論点の検討とともに～」 （「月刊監査役」 No.678 2018年2月号）

最近の主な講演・セミナー

- ・ 「監査等委員会の監査体制のあり方と監督実務～内部監査部門との連携と意見陳述権の行使のあり方を中心に～」 （㈱プロネクサス）（2019年5月8日）
- ・ 「親会社による子会社管理の在り方と実務対応～平時及び有事における管理のポイント、不祥事事例から得られる教訓～」 （㈱プロネクサス）（2019年4月19日）
- ・ 「CGコードの改訂や機関投資家の動向等を踏まえた株主対応」（京都株式事務研究会）
- ・ 「取締役会改革のために、いま何が求められているか～CGコード改訂後の開示例も参考に、6月総会も見据えて～」 （BUSINESS LAWYERS/弁護士ドットコム㈱）（2019年2月14日）
- ・ 「株式譲渡契約の基礎～法務デューディリジェンスとの関係と契約締結上の留意点～」 （㈱金融財務研究会）（2018年12月21日）

ご清聴ありがとうございました

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
<http://www.amt-law.com>

(東京オフィス)
〒100-8136
東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング20階

(名古屋オフィス)
〒450-6211
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア11階

(大阪オフィス)
〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪タワーB 24階